

○ 駐在所家族報償費支給要綱の制定について（通達）

〔平成26年3月19日地甲達第20号等
石川県警察本部長から部課署長宛て〕

対号 平成23年2月21日付け地甲達第15号、務甲達第6号、会甲達第3号「駐在所報償費支給要綱の制定について（通達）」

駐在所の家族報償費支給については、対号に定める駐在所報償費支給要綱により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり同要綱を制定し、平成26年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成26年4月1日をもって廃止する。

駐在所家族報償費支給要綱

1 趣旨

駐在所勤務員の家族に対する報償費の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

2 駐在所家族報償費

駐在所家族報償費（以下、「報償費」という。）は駐在所に勤務する警察官と同居する家族に対して、その家族が行う各種願届の受付、地理教示等、日常における警察職務の協力に対し、その労に酬いるための謝礼として支給する。

3 支給対象者

- (1) 駐在所勤務員と同居する家族で、警察職務に協力した者
- (2) 「警察職務に協力」とは、具体的な職務に関する協力のみでなく、当該駐在所勤務員の勤務状況に関わらず、日中に当該駐在所に併設する居宅において警察職務に協力し得る状況にあることを含む。
- (3) 当該勤務員の職務に協力した家族が複数人である場合は、その一家族に対して支給する。

4 支給額及び支給基準

報償費の支給額は、当該年度の石川県警察費予算に定める額とし、報償費の支給については、次の表に定める支給基準により支給することとする。

支給基準

(1 箇月)

| 警察職務に協力した日数 | 支給基準 |
|-------------|------|
| 10日以下 | 支給なし |
| 11日～20日以内 | 半額支給 |
| 21日以上 | 全額支給 |

※ 1日とは、午前8時から午後6時までの間の5時間以上とする。

5 警察職務に協力した日の計算方法

同居を前提とし、当該駐在所勤務員の勤務状況に関わらず、具体的に警察職務に協力した日及び日中（午前8時から午後6時の10時間）に5時間以上居宅に在宅した日を「警察職務に協力した日」とする。

6 報告

- (1) 駐在所勤務員は、年度初めに、支給対象者に関し、職業の有無（有職の場合は勤務先、勤務態様、勤務時間等）等、警察職務に協力し得る状況にあることを示す状況を報告すること。
- (2) 駐在所勤務員は、別に定める「職務協力状況記録表」により、毎月、速やかに前月分を警察署長へ報告すること。
- (3) 駐在所勤務員は、支給対象者が、同居できなくなった、又は支給対象者の変更があった場合等変更事項を、速やかに警察署長へ報告すること。
- (4) 警察署長は、駐在所勤務員からの報告等により、報償費の適正な支給に配慮すること。

7 支給方法

- (1) 報償費は、毎月、速やかに前月分を支給するものとする。
- (2) 月の途中で駐在所勤務員の転出異動があった場合は、旧勤務所属において支給するものとする。
- (3) 警察署長は、報償費の適正な支給のため、駐在所勤務員からの報告や、巡視等により、常に実態を把握しなければならない。